

事案の概要、これまでの審議状況及び群馬県における対応について

1 概要

平成24年5月17日(木)から20日(日)までの間、利根川水系の複数の浄水場で、塩素消毒後の浄水から水道水の水質基準(0.08mg/L以下)を超えるホルムアルデヒドが検出される事態が発生。本県(東部地域水道:千代田町)でも一時取水停止したほか、千葉県内で36万戸が断水、減水となるなど、影響が広範囲に及んだ。

原因は、何らかの化学物質が浄水場の塩素消毒の過程でホルムアルデヒドを生成したものと推定されたところ、5月24日に厚生労働省の研究機関によって、原因物質はヘキサメチレンテトラミン(HMT)であることが判明。

群馬県、高崎市、埼玉県が共同で原因究明に当たったところ、埼玉県本庄市に所在するDOWAハイテック(株)(D社)が、高濃度のHMTを含む廃液の処理を、高崎市内の産業廃棄物処理業者(A社)に委託した際、D社とA社の間で廃液の性状について十分な情報伝達が行われず、A社は「廃アルカリ」として中和処理等のみを行ったため、廃液中のHMTの大半が処理されないまま烏川に放流されたとみられる。

D社は、平成15年度に同様の事故を起こしているが、その教訓は活かされなかった。また、当時、HMTは有害物質に指定されておらず、既存の法制度では本件のような事案への対応は十分でないとの課題が残った。

そのため、この事案を受けて、

- ・国は原因物質であるヘキサメチレンテトラミン(HMT)について法規制を行うとともに廃棄物の処理委託時における情報の伝達を徹底する措置を講じた。
- ・群馬県は飲み水の安全の確保と再発防止に向け、国の対策を補完するため、必要な措置を講じることとしている。

2 県におけるこれまでの対応

- ・HMT等の適正管理について県内事業者団体及び廃棄物処理事業者に対し文書で注意喚起。(6/1)
- ・県独自の取り組みについて県環境審議会へ諮問(6/18)
 - 第1回県環境審議会水質部会開催(6/22)
 - 利根川水系におけるホルムアルデヒド検出事案の経過報告について
 - 法・条例制度の現状について
 - 国の検討状況について
 - 本県独自の取り組みの論点整理について
 - 第2回県環境審議会水質部会開催(8/30)
 - 国の中間とりまとめを踏まえた県の対応フレーム(HMTについて)
 - 水道水への影響が大きい化学物質
 - 群馬県の取り組むべき事項(案)について

県環境審議会答申（8/31）

- ・県ホルムアルデヒド生成能が疑われる85物質を取り扱っている県内事業所に対し、立入調査を実施（7/6～7/31）
- ・「群馬県の生活環境を保全する条例」の一部改正（12/28公布、H25/4/1施行）

3 環境審議会の答申（8/31）の概要

（1）化学物質の管理と把握の推進

水道水への影響が大きい化学物質について

事故の未然防止と県内の使用実態の把握に重点を置いた取り組みを行うことが適当。HMT及び水道水への影響が大きい水質汚濁防止法指定物質について、県が管理指針を示し、それに基づき事業者が自主管理マニュアルを策定し、県に報告する制度等の検討が考えられる。

ホルムアルデヒドの生成能が疑われる化学物質の継続的監視について

ホルムアルデヒドの生成能が疑われる85物質の使用事業所について、使用実態の把握、適正管理指導を継続し、適宜事業者に情報提供・注意喚起を行うことが適当

化学物質に関する知識の普及と啓発

水道水への影響が大きい化学物質には、一般家庭で使用されるものもある。このため、飲み水と化学物質に関する知識の一層の普及に努めるなどの取り組みを推進することが適当。

（2）事故時の被害拡大防止のための体制強化

水質異常事故が発生した場合の迅速な対処と被害の拡大防止を図るため、水道事業者を含む関係機関の連携を一層強化することが適当。

4 環境審議会答申を受けた対応

（1）「群馬県の生活環境を保全する条例」の改正

水質汚濁防止法の指定物質のうち、水道水への影響が大きいHMTを含む11物質について、事故を未然に防止するための管理の徹底と取扱量を県に報告する制度を創設。（11物質については施行規則により規定）水道水への影響が大きい化学物質の排出抑制に関する普及啓発について県の努力義務を規定。

（2）その他の方法により対応する事項

ホルムアルデヒド生成能が疑われる85物質を取り扱う県内事業所に対し、水質汚濁防止法政令市（前橋市、高崎市、伊勢崎市、太田市）と協力して、立入検査及び注意喚起を継続実施。

浄水場で発見された異状に対し、速やかに公共用水域の調査等を実施できるよう、「群馬県水質汚濁事故対応要綱」を改正。（10/17施行）これに併せて、事故時の連絡体制についても改めて整備した。

5 これまでの国における対応状況（参考）

6月14日に「利根川水系における取水障害に関する今後の措置に関する検討会」を設置。計3回の会議を経て、8月9日に「中間とりまとめ」を報告。

中間とりまとめにおいて「当面对応すべき」とされた主な事項は次のとおり。

- （1）HMTを水質汚濁防止法の「指定物質」に追加。これにより当該物質が

事故により公共用水域に排出された場合、排出事業者に応急の措置と都道府県への報告を義務化。(10/1施行)

- (2) 廃棄物情報の提供に関するガイドライン(WDSガイドライン)の活用によりHMTが含まれることを委託契約書に記載し、処理業者に情報伝達する。(9/11付けで通知)

6 これまでの経緯

H24/5/17~6/7 水質汚濁事故(ホルムアルデヒドによる利水障害)対応

6/14 国の取水障害検討会(第1回)

6/14 関東知事会から再発防止を国へ要望

6/18 群馬県環境審議会へ諮問

6/22 群馬県環境審議会水質部会(第1回)

6/29 群馬県から国へ要望(政策要求)

7/1~7/31 県内55事業場訪問調査(対象85物質使用事業場)

7/19 国の取水障害検討会(第2回)

8/9 国の取水障害検討会(第3回)

8/30 群馬県環境審議会水質部会(第2回)

8/31 群馬県環境審議会答申

9/11 ヘキサメチレンテトラミン含有の廃棄物処理に関する国通知

9/26 ヘキサメチレンテトラミンを水質汚濁防止法の指定物質とする政令改正(10/1施行)

11/26 群馬県の生活環境を保全する条例の一部を改正する条例を県議会上程

12/28 改正条例の公布